

## 社会的養護の動向と喫緊の課題 — 「今を生きる子ども」の最善の利益から考える—

上鹿渡和宏

信州大学医学部衛生学公衆衛生学講座

### The Current trend and urgent tasks of children's out-of-home care in Japan: A perspective for the best interests of the child

Kazuhiro KAMIKADO

*Department of Preventive Medicine and Public Health, Shinshu University School of Medicine*

**Key words** : 社会的養護 (out-of-home care)、施設養護 (residential care)、家庭養護 (family-based care)、家庭的養護 (family-like care)、子どもの最善の利益 (the best interests of the child)

#### 抄 録

増え続ける児童虐待への対策として、発生子防と早期発見・早期対応だけでなく、保護・自立支援、特に社会的養護に関する取り組みが喫緊の課題である。厚生労働省は、これまで日本の社会的養護の特徴であった大規模施設養護から、家庭的養護の推進という方向性を明確に示した。すでに施設養護から家庭養護へ転換した、または転換しつつある他国の取り組みや当事者である子どもの視点から、現在進められつつある状況を再考し、子どもに最善の利益をもたらすものとしていく必要がある。

国連は特に乳幼児について実証的研究結果をふまえた上で家庭養護を第一とすることを明示しており、そのような取り組みが各国で展開されつつある。しかし、一方で現実としては、国によっては施設養護から家庭養護への前提となる地域ケア体制の充実等に時間を要したり、また、戦争や災害等で緊急に大勢の社会的養護が必要となった場合に施設養護が必要とされることもありうる。「子どもの今」を考えると、施設養護の中での最善の利益の実現も重要な課題であり、その可能性を検証する実証的研究もみられる。

一方、施設養護か家庭養護かの議論に焦点化するこ

とで、子どもが実家庭で安全に生活を続けられるための予防的支援の重要性を忘れてはならない。予防的支援のためには地域での総合的子育て支援水準の向上が不可欠であり、これはすべての子どもと家庭にとっても利益をもたらすものであろう。

また、今後の家庭的養護の推進を真に子どもの最善の利益につなげるためには、生活の場の移行に際して一人一人の子どもが体験するであろう事態を子どもの視点で十分考慮し、今を生きる子どものニーズも最大限に満たしながら慎重に取り組む必要がある。

施設養護、家庭養護にかかわる者が将来の社会的養護のビジョンを共有しながら、子どもの最善の利益を保証するという考えのもと、今ある課題の解決にむけて共に歩みを進める時期が来ていると考える。

#### I. はじめに

厚生労働省によれば、日本における児童虐待相談件数は年々増加傾向にあり、「社会的養護の量・質ともに拡充が求められている」とされている<sup>1)</sup>。本稿で扱う「社会的養護」とは「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」<sup>1)</sup>である。児童相談所がかかわる、虐待を受けた子どもの中でも親子分離なしにはその安全を確保できない場合に社会的養護

(2012年2月29日受付、2012年3月21日受理)

が必要となる。社会的養護における被虐待児童の割合の現状は里親で3割、児童養護施設で5割強、情緒障害児短期治療施設では7割ほどである<sup>7)</sup>。

虐待対策といえ、一般には発生予防と早期発見・早期対応のみが思い浮かべられるが、保護・自立支援、具体的には親子分離を必要とする場合の社会的養護や18歳以降の自立をどう支援するのかについてもあわせて考える必要がある。長野県の虐待対策をみても「児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるため、虐待の『発生予防』から『早期発見・早期対応』、『保護・自立支援』に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制が必要」とされている<sup>2)</sup>。理念的には「保護・自立支援」までの充実が叫ばれていても、実務的には「発生予防」と「早期発見・早期対応」とどまり、親子分離され施設等に保護された後の子どもへの対応については手が回らないという現状もみられる<sup>3)</sup>。さらに、日本においては社会的養護体制の再編が叫ばれながらも、その検討に必須となる実証的研究や予後調査なども不足している<sup>4)</sup>。

これまでわが国でも（大規模）施設養護の及ぼす子どもの発達への影響については議論されてきたが、現状としては、他の先進国に比べて施設養護割合の高い社会的養護体制が維持されている。以下、本稿においては近年厚生労働省が明確に示し始めた社会的養護の方向性について扱い、また、海外での家庭養護への移行実践を通して見えてくる課題について述べる。

## II. 厚生労働省の示した社会的養護の方向性

社会的養護は、大きく「施設養護」と「家庭養護」に分けられる。従来「家庭的養護」という表現も使用されてきたが、その区別について2012年1月の厚生労働省資料<sup>5)</sup>の中で以下のように明示された。「これまで、『家庭的養護』と『家庭養護』の言葉の区別をしてこなかったが、家庭養育という用語との関係や国連の代替的養護の指針での養護の区別など踏まえ、今回の指針では、『施設養護』に対する言葉としては、里親等には『家庭養護』の言葉を用いるよう、用語の整理を行う。」また、施設において家庭的な養育環境を目指す小規模化の取り組みについては「家庭的養護」を用い、「家庭養護」と「家庭的養護」を合わせていうときには、これまで通り、「家庭的養護の推進」を用いるとしている。（以下、本文中の「家庭養護」については、ここでの定義に従い筆者が家庭的養護から家庭養護に書き換えて示したものである。）

厚生労働省は2011年7月に提示した参考資料<sup>7)</sup>の中で、日本の社会的養護の現状について、施設養護への依存（施設：里親9：1）と大規模施設が存在（児童養護施設の7割が1舎あたり20人以上の大舎制であり100人を超える施設もあり）を特徴として挙げた。また、社会的養護の今後の基本的方向について、以下のように述べている<sup>1)</sup>。

「社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある。このため、社会的養護においては、原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく必要がある。」

子ども・子育てビジョンでは各施設形態の将来における目標設置数が挙げられているが、里親委託率については平成26年度までに16%とする目標を設定している。今後、里親委託を増やすために、児童相談所への専任里親担当職員の配置や里親支援サービスの充実なども検討されている。

## III. 海外における家庭養護への流れ

社会的養護における、施設養護から地域におけるケア、家庭的養護の推進については欧米においては1950年代からすでに取り組みされており<sup>8)</sup>、社会的養護の主流となっている国も多い。また、1989年以降、中欧東欧圏の国々が社会体制の移行にあたって、EUへの加盟条件の一つとして子どもの社会的養護に関する基準をみたすため、施設養護から家庭的養護の推進へ向かった<sup>9)</sup>。

ところで、施設という言葉の意味するものや、その規模は国によって差があり、institutionの訳語としてどのような日本語が相当するのかについても厳密には非常に難しい問題とされる<sup>6)</sup>。さらには、同一国内においての施設間格差も大きいという現状もあり、海外の施設養護に関する調査研究や施策を参考にする際にはこの点を十分にふまえる必要がある。

ルーマニアは2007年にEU加盟を果たしたが、それまでに実施された社会的養護に関する変革については、モデルとされているところもある<sup>10)</sup>。ルーマニアにおける独裁政権の崩壊とその際に西欧メディアが明らかにした孤児院で暮らす子どもたちの惨状は欧米各国の市民に衝撃をもたらした。国際養子縁組をはじ

めとして、ルーマニア国内での里親支援システムの創設も含めて多くの人道的支援が慈善団体や研究機関、里親支援団体等によってなされた<sup>9) 11)</sup>。その中でも英国の M. Rutter らを中心とする English and Romanian Adoptees (ERA) Study<sup>12) 13) 14) 15)</sup> と米国の Charles A. Nelson、Charles H. Zeanah らによる The Bucharest Early Intervention Project (BEIP)<sup>16) 17) 18)</sup> といった大規模な疫学調査のもたらした結果は社会的養護が乳幼児期の子どもの発達に与える様々な影響について明らかにしつつある。

ERA はルーマニアの劣悪な環境にあった孤児院から英国に国際養子縁組された子どもの経過フォローによって様々な発達上の影響を実証的に研究している。結果としてはルーマニアにおける施設養護の影響として、疑似自閉症 (Quasi-autism)、脱抑制型アタッチメント、不注意・過活動、知的な遅れ等の表れが確認されている。疑似自閉症については、自閉症様特徴が4～6歳ころで弱まり、社会性の程度やコミュニケーションにおける自発性、柔軟性の点で自閉症とは異なるとされる。さらに、大規模施設養護から家庭養護への移行後、数年間は改善が続くものの、生後半年までに個別ケアに移行することが特に重要であるとの見解も示された。

また、BEIP は劣悪な環境にあった孤児院の子どもたちをその惨状から救うべく、ルーマニア国内での里親養護システムを里親支援システムまで含めて創設し、その介入の効果と施設ケアによる幼少期の子どもの発達への影響について、長期にわたる調査を実施している。身体、言語、社会性、認知機能、アタッチメント、脳機能、精神保健に関する問題等様々な領域での子どもの発達への影響が調査されている。特に認知機能についてはルーマニアにおける大規模施設養護を受けた子どもたちの知的な遅れが明らかにされた。また施設養護から里親養護へ移行となった子どもに明らかな認知機能の回復が見られ、2歳までに里親養護 (里親支援システムあり) が開始されるとその効果は最大となることも示された。この結果はルーマニア国内の社会的養護に関する法律改正 (2005年新児童法) でも参考にされ<sup>17)</sup>、2歳未満の乳幼児は施設入所を認めず、緊急養育里親養護に託置されることになるなど、乳幼児の社会的養護に大きな影響を与えていると考えられる。

また、多くの先行研究を分析し、EU、WHO の協力のもと英国バーミンガム大学の K. Browne らが中

心となって進めたヨーロッパにおける乳幼児社会的養護の現状調査<sup>19)</sup> もある。以下が結論として述べられている。「『親 (親代理的養育者) を欠いたままで3歳未満児を入所ケア施設に委託することは絶対に避けなければならない』ということ、児童の養護及び虐待防止の最優先原則と勧告する。質の高い施設ケアが緊急介入手段として利用される場合でも委託期間が3ヶ月以上にわたらぬように、とも勧告しておく。」

これらの調査研究の結果は1951年のボウルビーのWHO報告<sup>20)</sup>以降の社会的養護についての様々な調査結果に続くものであり、国連等が近年発表している乳幼児社会的養護に関する報告<sup>21) 22)</sup>の背景ともされていると考えられる。

日本に対する国連子どもの権利委員会第3回勧告で参照するよう示唆された「児童の代替的養護に関する指針 (2009)」の中にも、以下の通り、これら実証的研究成果の影響が見られる<sup>22)</sup>。

「専門家の有力な意見によれば、幼い児童、特に3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである。この原則に対する例外は、兄弟姉妹の分離の防止を目的とする場合や、かかる代替的養護の実施が緊急性を有しており、又はあらかじめ定められた非常に限られた期間である場合であって、引き続き家庭への復帰が予定されているか、又は結果として他の適切な長期的養護措置が実現する場合であろう。」

以上のように、社会的養護における家庭養護推進の方向性 (理念) は欧米において、特に乳幼児を対象とした領域では確固たるものとなっていると考えられる。

#### IV. 施設養護の意義

一方で、社会的養護のすべてを即座に里親等家庭養護に置き換えることは実践面からは無理があり、実際の子どもの個別ニーズともずれが生じることも考えられる。英国においても、思春期の若者などについては本人自身が里親を拒否する場合もあり、年齢やその子の持つニーズによって里親等の適否はわかれるところである。また、幼少の子どもであっても対応困難で何度も里親委託を繰り返している子の中には、特別な治療施設などに委託されるケースもある。

これまでに施設養護の問題やその存在意義については様々な意見が関係者の中で議論されてきた。コートニーは文化、歴史、経済水準の異なる11か国 (アフリカ、アジア、中東、西欧、北アメリカ、南アメリカ、

オーストラリア)の入所型養護に関する歴史、現状、将来に関する比較を通して、入所型施設は今後隆盛するということはないにしてもなくなることもない、児童養護の重要な部分をしばらくの間は担っていくことは間違いないとした<sup>10)</sup>。

また、サンクトペテルブルクの3つのベビーホームで取り組まれた The St. Petersburg-USA Orphanage Research<sup>23)</sup>では、どのような形であれば施設養護の中で、より効果的なケアが期待できるかが米国の研究グループ中心に調査された。この研究結果は家庭養護ばかりでなく、施設においても社会的、情緒的關係や認知機能の向上を図ることができることを示し、世界中に存在する孤児院の子ども、また、災害や戦争などで緊急対応が必要となる子どもたちのために大変重要な結果であるとも評されている<sup>24)</sup>。ただし、この研究は施設と里親の比較をしたものではないことに注意が必要である。この研究では、同一市内のケア水準の高い3つのベビーホームを対象にそれぞれ異なった介入がなされた。結果としては職員に対する個別ケアトレーニングだけでなく、施設の人員配置等構造的変化も含めた介入がなされたホームで子どもの発達に改善が見られた。あくまでも、家庭養護との比較ではなく、乳幼児の施設養護において子どもの最善の利益、発達を実現するための方向性を探る研究であると解釈できる。

## V. 社会的養護における子どもの最善の利益の実現

子どもの権利条約第3条に「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」<sup>25)</sup>とあるが、「児童の利益」とだけ記されたのではなく、「最善の利益」と記されたことに留意する必要がある。この「最善」の解釈は人によって異なるかもしれないが、「最善」とは常に固定することなく、他にありうるものとの比較において、個々に決定されるものだと考える。「これが最善」と考え固定化された瞬間から、「最善」ではなくなる可能性が高まるのではないだろうか。

また、子どもの権利条約の精神的な父とも呼ばれるヤヌシュ・コルチャックは、大人から「将来」を強調され、「今」をないがしろにされる傾向にある子どもたちに「今を生きる権利」があることを強調した。<sup>26)</sup>この「今を生きる子ども」という重要な視点を持ち込

めば、大人は、「今」実際に様々な社会的養護形態におかれている子どもそれぞれにとっての「最善の利益」を求め続ける必要があるといえる。

特に乳幼児の社会的養護における理念としては国連等が掲げる方向性を確実に見据えながらも、実践場面においては、個々の子どもが「今」置かれている状況や事態の改善も同時に要請されるのである。家庭養護が実現される「未来」のために、「今」施設にいる子どものニーズが無視されてはならず、可能な限り最大限にそのニーズを満たされる権利を子どもは有している。以下に示した国連の指針<sup>22)</sup>についてもこのような文脈で理解する必要がある。

「施設養護と家庭を基本とする養護とが相互に補完しつつ児童のニーズを満たしていることを認識しつつも、大規模な施設養護が残存する現状において、かかる施設の進歩的な廃止を視野に入れた、明確な目標及び目的を持つ全体的な脱施設化方針に照らした上で、代替策は発展すべきである。」

## VI. 社会的養護の地域化、家庭養護の実現に向けて

筆者は2011年5月に英国における社会的養護に関する調査研究のため5週間ロンドンに滞在した。その中で、ルーマニアにおける施設養護から家庭養護への展開を実践した Mulheir 女史（現在は LUMOS<sup>27)</sup> の Chief Executive Officer）と Pop 医師（ルーマニア人医師であり Hope and Homes for Children<sup>28)</sup> の Director of Programs）から実際の話聞く機会を得た。彼女たちの活動は後に、バーミンガム大学が中心となり EU、WHO が共同して策定した Deinstitutionalization（脱施設化：この言葉は施設関係者との敵対を生むため現在はあまり使われないとのこと）のための Ten step model<sup>29)</sup>として各国での研修に取り入れられた。本稿においては、その作成に関わった Mulheir 女史と Pop 医師へのインタビューの中で、今後の日本の社会的養護システム移行にあたって重要と思われた指摘を以下の①から⑤にまとめ、それぞれについて詳述する。

### ①一般市民への問題の周知

虐待問題が報道で取り上げられることは多いが、その後その子どもたちがどうなっていくのか、特に社会的養護に至る子どもたちの現状、さらに施設養護後の自立の問題等は、一般にはほとんど知られず興味をもたれることも少ない。かつて民間施設における施設内での子ども間暴力に関してその責任を施設ではなく自

治体に帰するという最高裁判決が新聞報道されたことがある<sup>30)</sup>。これは社会的養護における市民の責任、社会で子どもを育てることの必要性を具体的に示す一例であったが、一般にはあまり知られていない事実であろう。

厚生労働省がモデルとして取り上げる福岡市では、平成16年里親委託率6.9%に対して平成21年度末20.9%まで増加<sup>6)</sup>した。その発端がまさにこの一般市民への問題の周知と、この問題に関する一般市民の参加であったことは福岡市子ども総合相談センター所長藤林医師の以下のコメントからも明らかである。<sup>31)</sup>「『施設の定員が一杯で、行き先確保のために里親を増やす』という消極的な発想から始まった市民参加型里親普及事業は、『家族を、新しい絆を必要とする子どもにたくさんの里親を』という意識に代わりました。そして、施設も里親さんも市民も共に協力しながら、家族と暮らすことができない子どもたちのためにもっと理解と支援の輪を広げていこう、という大きなムーブメントに変わっていったのです。」

Ten step modelでもStep1: Raising awarenessとして取り上げられているが、実際には最初だけではなく、この取り組みを続ける間中継続して必要なこととして位置づけられている。知らせる内容としては、施設養育の様々な影響、よりよい代替策、また、変化の過程や関わる全ての人の役割などが挙げられる。

#### ②施設養護から家庭養護への移行における施設職員との協働

Mulheir 女史は「現在子どもと実際に接することの多い施設職員は、社会的養護体制が移行した後も一番の鍵となる存在である。家庭養護推進の際には、施設閉鎖に絡んで敵対してしまうことが多いのだが、どのようにして最初から同じ方向で進んでいくのが非常に重要である。」と語った。システム再構築にあたっては当初から方向性を共有し、その後のニーズに合わせてトレーニングを受ける、資格を取得するなどしつつ、新たなシステムの中で引き続き子どもとかわっていく人材となることが期待される。

#### ③施設養護から家庭養護への移行の目的

欧米での社会的養護における家庭養護推進の背景としては経済的理由も指摘されている<sup>9)</sup>。EUでの施設養護と家庭養護に要する費用については、前者は後者の約3倍のコストがかかることが明らかにされている。<sup>32)</sup>日本でも千葉県での試算<sup>33)</sup>があり、施設養護にはさらにコストがかかることが示されている。経済

的理由のみで社会的養護の再構築を進めるのではなく、子どもの最善の利益の実現を第一に考える必要がある。これは Ten step model の中でも繰り返し強調されていることである。それぞれの子どもにとって「その施設で何が得られているか」、「その里親で何が得られているか」、「移行にあたってその子に何が起きるのか」という視点を常に持ちながら家庭養護への移行は進められなければならない。

#### ④子どもの支援形態移行準備の重要性

施設養護から家庭養護への支援形態の移行には十分な準備が必要であり相応の時間も要することを理解しておく必要がある。これは社会的養護システムの移行が大人のペースで（理念優先、経済的理由等）性急に進められてしまう際に見落とされがちな点である。しかし、子どもの視点からすれば、これこそが最も重要な点であると Mulheir 女史は指摘した。Ten step model では Step7 として取り上げられ、実践上は家庭養護への移行後も引き続き対応を要する過程として位置づけられている。この過程での対応が不十分な場合、施設から家庭養護への移行が大人にとっては満足な結果になったとしても、子どもにとっては大変な被害の経験になりうることを強調していた。この移行準備については表1に示すとおりであるが、非常に細やかで慎重な手続きが挙げられている。

ここに示された子どもの移行にかかわる7つのステップは子どもの権利を守り、子どもと新しいケア提供者の間に安定したアタッチメントの形成を促進する。子どもが（地理的に、文化的に、民族的に）遠くに措置されている場合、この過程の実現はより困難となり、それによりその移行が子どもにとって害となる可能性が高まるとされる。

子どもの移行準備の重要性は、今後我が国において大いに取り上げられなければならない点であろう。

#### ⑤実家庭への予防的対応の重要性

ルーマニアでの実践経験をもつ Pop 医師によれば、家庭養護の推進に際しては、既に施設で生活している子どもの家庭養護への移行を進めると同時に、新たに施設養護となる子どもの数を減らしていくことも重要とのことであった。これは最初から家庭養護委託とすることや、実家庭にいる間の様々な予防的支援によって実現されると考えられる。

虐待を受けた子どもの全てが社会的養護を必要とするわけではない。親子分離を必要とするような状況になる以前に、様々な個別の支援や経済的支援等、実効

表1 子どもの移行準備7つのステップについて  
(文献34の中の記載を筆者が訳し表として示した)

1	子どものニーズのアセスメントを実施する。
2	子どものニーズを最もよく満たすケア提供者になりうる者のアセスメントを実施する。
3	子どもにとって馴染みのある環境（元の施設）でケア提供者になりうる者を子どもに紹介する。
4	ケア提供者になりうる者に、できれば一日単位で、子どもに馴染みのある環境で世話をしてもらう。新しいケア提供者の養育技術については、新しい場所への移動前にアセスメントを実施すべきである。
5	子どもに新しい場所を訪れてもらい、新しいケア提供者はその子どもにとっての新しい環境の下で、再度アセスメントを実施する。
6	もしも、積極的で応答性のよい相互交流が観察されたなら、そのときに、元の場所から新しい場所へ子どもを移動させる。新しいケア提供者との関係がすでに形成された状態で、移行対象（玩具や服、写真アルバムなど）を一緒に持たせるようにする。
7	可能であれば、元の場所を再度訪れることが時々考慮されるべきである。もしも同じ場所で生活していない同胞があるならば、そのコンタクトは重要である。また、可能ならば定期的に会う必要がある。

性のある支援を模索し、実践することも重要である。

ボウルビーは1951年の報告<sup>20)</sup>で、政府は乳児の生活する施設に経済的支援をするが、未婚の母や祖母に経済的支援をして家庭で子どもを育てさせようとは考えていないと指摘している。英国において実際に予防的対応が実現されたのはホルマンが「予防事業の時代」と評した1961年以降<sup>8)</sup>であり、家庭養護への移行後のことである。我が国においてもこれまでに施設養護か家庭養護かという議論がなされ、現在「家庭的養護の推進」という方向がとられようとしているが、実家庭への予防的対応の重要性を再認識し同時に取り組む必要がある。

平成23年7月厚労省検討委員会の報告書には「虐待事例のうち親子分離に至らないものについて、虐待防止のための親支援、親子関係への支援、家族支援の充実が必要である。」と記されているが、これを理念にとどめず、実践していかなければならない。

また、このような実家庭への予防的支援のためには地域での総合的子育て支援水準の向上が不可欠であり、それは地域に住むすべての子どもと家庭にも利益をもたらすものである。

## Ⅶ. おわりに

社会的養護における「家庭的養護の推進」という転換期に際して、あらためて子どもの視点でその意味を考え直す必要がある。

子どもにとっては、実際の生活の場において（そこ

が施設であれ、里親であれ）何が得られるかが重要である。また、生活の場の移行が持つ意味も常に意識しておく必要がある。ある子にとっては希望しない別れであるかもしれない、また、学校等地域との別れになることも多いと考えられる。今後の家庭養護を中心としたケアシステムの移行を真に子どもの利益とするためには、移行に際して一人一人の子どもが体験するであろうことを十分考慮し、今を生きる子どものニーズも最大限に満たしながら慎重に取り組む必要がある。個々の子どもが経験する施設養護から家庭養護への移行が、その子にとっての最善の利益につながるようなきめ細かな支援が必要とされる。

施設養護、家庭養護にかかわる者が将来の社会的養護のビジョンを共有しながら、子どもの最善の利益を保証するという考えのもと、今ある課題の解決にむけてともに歩みを進める時期が来ているのではないだろうか。大人が子どもの最善と考える取り組みが、真に子どもにとっての最善ともなるよう具体的な取り組みを進めていく必要がある。

最後に幼少期より社会的養護のもとで育った当事者の言葉<sup>35)</sup>を挙げて本稿を締めくくりたい。「(社会的養護の形態に関して) 完璧な形態があるわけではありません。どんな形にせよ、養育に当たる人たちが一人ひとりの子どもと向き合っていくことが大切だと思います。どの施設・里親家庭でも子どもが健やかに育まれることを第一に目指してほしいのです。」

文 献

- 1) 厚生労働省：児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ「社会的養護の課題と将来像」, 2011年7月.
- 2) 「ながの子ども・子育て応援計画」(長野県次世代育成支援後期行動計画), 2010.  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/kikaku/shoushika/hagukumi/koukikeikaku/all.pdf>
- 3) 津崎哲雄：この国の子どもたち 要保護児童社会的養護の日本的構築, 日本加除出版, 2009.
- 4) 筒井孝子, 大冢賀政昭：社会的養護体制の再編に向けた研究の現状と課題—社会的養護関連施設入所児童の変化、これに伴うケア提供体制の再構築のための研究の在り方—, 保健医療科学, Vol. 60, No5, 401-410, 2011.
- 5) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課：第13回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会資料3-1, 2012年1月.
- 6) ロジャー・グッドマン著 津崎哲雄訳：日本の児童養護, 明石書店, 2006.
- 7) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課：第12回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会「社会的養護の現状について(参考資料)」, 2011年7月.
- 8) ポブ・ホルマン著, 津崎哲雄・山川宏和訳：社会的共同親と養護児童, 明石書店, 2001.
- 9) David Tobis: Moving from Residential Institutions to Community-Based Social Services in Central And Eastern Europe And the Former Soviet Union, The World Bank, 2000.
- 10) Marc E. Courtney, Dorota Iwaniec 著, 岩崎浩三・三上邦彦監訳：施設で育つ世界の子どもたち, 筒井書房, 2010.
- 11) National Authority for the Protection of Child's Right (NAPCR): Child Welfare in Romania - the story of a reform process, 2006.
- 12) Rutter, M., and The English and Romanian Adoptees Study Team.: Developmental catch-up, and deficit, following adoption after severe global early privation. *Journal of Child Psychology & Psychiatry*, 39 (4): 465-476, 1998.
- 13) Rutter, M., Andersen-Wood, L., Beckett, C., et al. The English and Romanian Adoptees Study Team.: Quasi-autistic patterns following severe early global privation. *Journal of Child Psychology & Psychiatry*, 40 (4), 537-549, 1999.
- 14) Rutter, M., Beckett, C., Castle, J., et al.: Effects of profound early institutional deprivation: an overview of findings from a UK longitudinal study of Romanian adoptees. *International Advances in Adoption Research for Practice* (G. M. Weobel & B. Neil), 147-168, Wiley-Blackwell, 2009.
- 15) Rutter, M., Kreppner, J., Croft, C., et al.: Early adolescent outcomes for institutionally-deprived and non-deprived adoptees III: Quasi-autism. *Journal of Child Psychology and Psychiatry* 48 (12) 1200-1207, 2007.
- 16) Zeanah, C., Nelson, C., Fox, N., et al: Designing research to study the effects of institutionalization on brain and behavioral development: The Bucharest Early Intervention Project, *Development and Psychopathology*, 15, 885-907, 2003.
- 17) Nelson, C., Zeanah, C., Fox, N., et al: Cognitive recovery in socially deprived young children: The Bucharest early intervention project. *Science* 318 (no. 5858); 1937-1940, 21 st December 2007.
- 18) Fox, N., Almas, A., Degnan, K., et al: The effects of severe psychosocial deprivation and foster care intervention on cognitive development at 8 years of age: findings from the BEIP, *Journal of Child Psychology and Psychiatry* 52 (9), 919-928, 2011.
- 19) Mapping the number and characteristics of children under three in institutions across Europe at risk of harm, European commission Daphne programme, University of Birmingham, 2005.
- 20) J. ボウルビー著黒田実郎訳：乳幼児の精神衛生 (1951), 岩崎学術出版, 1967.
- 21) UN World report on violence against children, 2006.

- 22) 国連総会採択決議 64/142. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課仮訳：児童の代替的養護に関する指針, 2009年12月.
- 23) The St.Petersburg-USA Orphanage Research Team: The effects of early social-emotional and relationship experience on the development of young orphanage children. Monographs of the society for research in Child Development, 73 (3), vii-295, 2008.
- 24) Crockenberg, S.: How valid are the results of the St.Petersburg-USA orphanage intervention study and what do they mean for the world's children. Monographs of the society for research in Child Development, 73 (3), 263-270, 2008.
- 25) 外務省ホームページ：児童の権利に関する条約, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>
- 26) 塚本智宏：コルチャック子どもの権利の尊重, 子どもの未来社, 2004.
- 27) Lumos <http://www.lumos.org.uk/>
- 28) Hope and Homes for Children  
<http://www.hopeandhomes.org/>
- 29) Mulheir, G., Browne, K. and Associates: De-Institutionalising And Transforming Children's Services: A Guide To Good Practice, University of Birmingham Press (in collaboration with EU/WHO), 2006
- 30) 中日新聞朝刊, 2005年9月30日.
- 31) 藤林武史：新しい絆を求めてファミリーシップふくおか3年のあゆみから, 子どもNPOセンター福岡, 2008.
- 32) Browne K. D., Hamilton-Giachritsis C., Johnson R., et al.: A European survey of the number and characteristics of children less than three years old in residential care at risk of harm. Adoption & Fostering. 29 (4), 23-33, 2005.
- 33) 千葉県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会社会的養護検討部会社会的資源あり方検討委員会：社会的養護を必要とする子どもたちのために～千葉県における社会的資源のあり方について答申, 2007年3月.
- 34) Centre for Forensic and Family Psychology, University of Birmingham, UK: Moving Young Children from Institutions to Family Based Care (leaflet)
- 35) NPO 法人社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ：「日向ぼっこ」と社会的養護, 明石書店, 2009.